

湯浅町過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

和歌山県有田郡湯浅町

目次

1. 基本的な事項	
(1) 湯浅町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	1
ア 人口	1
イ 産業の推移と動向	3
(3) 市町村行財政の状況	5
ア 行政の状況	5
イ 財政の状況	5
ウ 施設整備の状況	7
(4) 地域の自立促進の基本方向	8
(5) 計画期間	8
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	8
2. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	8
ア 農業	8
イ 林業	9
ウ 水産業	9
エ 商工業・地場産業の振興等	9
オ 観光	9
カ 起業の促進	10
キ 企業の誘致	10
(2) その対策	11
ア 農業	11
イ 林業	11
ウ 水産業	11
エ 商工業・地場産業の振興等	11
オ 観光	12
カ 起業の促進	12
キ 企業の誘致	12
(3) 計画	12
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1) 現況と問題点	13
ア 道路	13
イ 交通	14
ウ 情報通信	14
エ 地域間交流の促進	14
(2) その対策	14
ア 道路	14
イ 交通	15
ウ 情報通信	15
エ 地域間交流の促進	15
(3) 計画	15

4. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	19
ア 水道施設	19
イ 下水処理施設	19
ウ 廃棄物処理施設	19
エ 消防・防災施設	19
オ 公営住宅	19
カ 憩いの家・集会所・公園・隣保館	20
キ その他	20
(2) その対策	20
ア 水道施設	20
イ 下水処理施設	20
ウ 廃棄物処理施設	20
エ 消防・防災施設	20
オ 公営住宅	21
カ 憩いの家・集会所・公園・隣保館	21
キ その他	21
(3) 計 画	22
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	23
ア 高齢者福祉施策	23
イ 児童福祉施策・子育て支援	23
ウ 障害者福祉施策	24
エ 保健推進施策	24
オ 結婚・妊娠・出産支援	24
(2) その対策	24
ア 高齢者福祉施策	24
イ 児童福祉施策・子育て支援	24
ウ 障害福祉施策	25
エ 保健推進施策	25
オ 結婚・妊娠・出産支援	25
(3) 計 画	25
6. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計 画	26
7. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	26
ア 学校教育の充実	26
イ 生涯学習・集会施設の充実	27
ウ 体育施設等の充実	27
エ 就学前教育の充実	27
(2) その対策	27
ア 学校教育の充実	27

イ 生涯学習・集会施設の充実	28
ウ 体育施設等の充実	28
エ 就学前教育の充実	28
(3) 計 画	29

8. 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点	29
(2) その対策	30
(3) 計 画	30

9. 集落の整備

(1) 現状と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計 画	31

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現状と問題点	31
(2) その対策	32
(3) 計 画	32

湯浅町過疎地域自立促進計画

1. 基本的な事項

(1) 湯浅町の概況

本町は、紀伊半島の北西部、有田郡の西部に位置し、北部で有田市、東部で有田川町、南西部で広川町に接し、東西約6.5km、南北約3.5km、面積は約20.79km²と、和歌山県内の順位としては30市町村中第28位の小面積な状況である。

気候は、温帯に属する位置にあり、冬季の北西風はいくぶん強いものの、黒潮暖流の影響もあり比較的暖かく、年間平均降水量は約1,500mmである。

水系は、町の中央を東西に流れる山田川と南端を流れる広川、山系は、山田川と広川流域で囲まれる平野部、北部の丘陵地、東部の山田山を中心とする丘陵・山間部に大別され、平野部では人口が集中して市街地を形成し、丘陵部には農業・農村地帯が広がっている。

中心市街地では狭い道路が多く、その間に老朽化した木造家屋・住宅が数多く混在して密集市街地を構成している。

観光については、平成18年に、本町の歴史的町並みが全国初の醤油の醸造町として文部科学省から「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、甚風呂や町家など伝統的な建物を保存・活用することで、訪れる観光客は年々増加してきている。

しかし、本町においては、高齢化に歯止めがかからないばかりか、市街地においても若い世代の人口流出が続いている。

このため、従来の道路網や情報通信をはじめとした生活環境や産業振興のための基盤整備だけでなく、本町の特性を踏まえ、歴史的・文化的な魅力を最大限に活かし、教育・医療・福祉なども含めたあらゆる分野における、総合的な対策が必要となってくる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本町の人口は、昭和60年における国勢調査では17,171人、平成22年では13,210人と人口は減少の状況にある。一方、世帯数では若干減少はみられるものの大幅な減少には至っておらず、核家族化が進行している。

また、年少人口比率と老年人口比率が逆転して65歳以上の高齢者人口比率が増加状況にあり、少子化高齢化が進行している。

表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 17,094	人 17,002	% △0.5	人 16,833	% △1.0
0 歳～14 歳	4,873	4,031	△17.3	3,925	△2.6
15 歳～64 歳	10,863	11,550	6.3	11,337	△1.8
うち 15 歳～29 歳 (a)	4,190	4,397	4.9	4,115	△6.4
65 歳以上 (b)	1,358	1,421	4.6	1,571	10.6
(a)／総数 若年者比率	24.5%	25.9%	—	24.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	7.9%	8.4%	—	9.3%	—

区 分	昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,768	% △0.4	人 17,037	% 1.6	人 17,171	% 0.8
0 歳～14 歳	3,822	△2.6	3,992	4.4	3,734	△6.5
15 歳～64 歳	11,123	△1.9	10,943	△1.6	11,053	1.0
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,878	△5.8	3,264	△15.8	3,073	△5.9
65 歳以上 (b)	1,823	16.0	2,102	15.3	2,384	13.4
(a)／総数 若年者比率	23.1%	—	19.2%	—	17.9%	—
(b)／総数 高齢者比率	10.9%	—	12.3%	—	13.9%	—

区 分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 16,525	% △3.8	人 16,067	% △2.8	人 15,410	% △4.1
0 歳～14 歳	3,045	△18.5	2,563	△15.8	2,142	△16.4
15 歳～64 歳	10,782	△2.5	10,370	△3.8	9,766	△5.8
うち 15 歳～29 歳 (a)	3,131	1.9	3,100	△1.0	2,944	△3.4
65 歳以上 (b)	2,698	13.2	3,134	16.2	3,502	11.7
(a)／総数 若年者比率	19.0%	—	19.3%	—	19.4%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.3%	—	19.5%	—	22.7%	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,742	% △4.3	人 13,210	% △10.4
0 歳～14 歳	1,953	△8.8	1,676	△14.2
15 歳～64 歳	9,129	△6.5	7,838	△14.1
うち 15 歳～29 歳 (a)	2,494	△16.7	1,761	△29.4
65 歳以上 (b)	3,660	4.5	3,696	1.0
(a)／総数 若年者比率	16.9%	—	13.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	24.8%	—	28.0%	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	15,409人	—	14,756人	—	△4.2%	13,887人	—	△5.9%
男	7,249人	47.0%	6,905人	46.8%	△4.7%	6,576人	47.4%	△4.8%
女	8,160人	53.0%	7,851人	53.2%	△3.8%	7,311人	52.7%	△6.9%

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	13,136人	—	△1.9%	12,872人	—	△1.9%	
男 (外国人住民除く)	6,202人	47.2%	△1.9%	6,083人	47.2%	△1.9%	
女 (外国人住民除く)	6,934人	52.8%	△2.0%	6,789人	52.8%	△2.0%	
参考	男(外国人住民)	20人	42.6%	—	17人	36.2%	△15.0%
	女(外国人住民)	27人	57.5%	—	30人	63.8%	11.1%

イ 産業の推移と動向

過疎化・高齢化の進む要因として、就労場所が少ないことや生活の利便性の低位性等が挙げられるが、近年、価値観や生活様式の多様化に伴い、自己実現のため地方に新天地を求める都市生活者の増加も見受けられる中、UJIターン者の受入れ体制の強化を図るなど、過疎地域の維持・再生に力点を置いた政策を実施しているところである。しかしながら、こうした政策を実現するためには、やはり第1次産業の活性化を図ることが定住促進施策を実施する上での大きな課題となっている。

本町の第1次産業としては、まず農業については、かんきつ類を主体とする果樹栽培が盛んであり、有田みかんを中心に、特産物となっている三宝柑やブランド化している「田村みかん」は全国的にも有名である。しかしながら、後継者の不足、高齢専業農家の増加による労働力不足やそれによる耕作放棄地増加などの問題を抱えている。さらに、近年の鳥獣による農作物被害が深刻化し、捕獲や駆除、防護柵の設置等対策強化が課題となっている。

林業については、町内の林業就業者は、わずか3人(平成22年国勢調査)であり、林業としての就業率は極めて低い状況である。森林所有者の高齢化、後継者不足により間伐等の森林整備が遅れているため、広川町森林組合の協力を得ながら、森林整備地域活動支援交付金事業を活用するなどの森林整備を進めていく必要がある。

漁業については、本町における漁業就業者数は97人(平成22年国勢調査)であり、平成17年の110人と比べて13人、11.8%減少しており、漁業従事者の高齢化や後継者不足による漁業の担い手の確保と育成が大きな課題となっている。

また、水産物の価格低迷に加えて漁船用燃油高騰などに直面し、非常に厳しい経営状況にある。このため、資源管理型漁業や鮮度保持・魚価向上の新技术導入等の促進、消費販路の拡大等を図ることが喫緊の課題となっている。

第2次産業においては、就業人口は6,204人（平成22年国勢調査）であり、年々減少傾向にある。製造業、建設業が主な業種であり、製造業の中でも食料品製造業として、伝統的地場産業である醤油、金山寺味噌及び漁獲量県下一を誇るしらすや干物の加工業が大きな割合を占めている。今後は新たな商品開発やインターネットなどによる情報通信技術を活用し、より一層販路開拓に努める必要がある。

第3次産業については、町内の商店街に集積する商業、サービス業が大きな割合を占めている。しかしながら、中心商業地では、国道や県道へのスーパーなどの大型小売店進出といった外的要因に加え、店舗の老朽化、経営者の高齢化と後継者不足等の内的要因、さらには消費者ニーズの多様化や消費行動の変化により衰退が進んでおり、大きな課題となっている。このため地域の恵まれた自然環境や観光資源、特に県下で唯一まちなかの商店街を熊野古道が通っている立地条件など、有利な要素を持ち合わせており、観光客も巻き込んだ観光回遊ルートの整備、空き店舗対策としての店舗集積など商業再生に取り組んでいかなければならない。

表1-1(3) 人口の見直し

公共施設等総合管理計画については、平成28年度策定予定。

表1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 6,903	% 6.6	人 7,358	% —	人 7,538	% 2.4	人 6,919	% △8.2
第一次産業 就業人口比率	29.1%	—	24.7%	—	20.4%	—	20.8%	—
第二次産業 就業人口比率	23.4%	—	26.4%	—	27.0%	—	25.0%	—
第三次産業 就業人口比率	47.4%	—	48.9%	—	52.5%	—	53.8%	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,401	% 7.0	人 7,452	% 0.7	人 7,305	% △2.0
第一次産業 就業人口比率	18.9%	—	17.9%	—	16.5%	—
第二次産業 就業人口比率	24.8%	—	24.1%	—	25.8%	—
第三次産業 就業人口比率	56.2%	—	57.8%	—	57.7%	—

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,450	% 2.0	人 7,025	% △5.7	人 6,846	% △2.5
第一次産業 就業人口比率	15.5%	—	15.5%	—	16.1%	—
第二次産業 就業人口比率	27.6%	—	27.1%	—	24.6%	—
第三次産業 就業人口比率	56.8%	—	57.3%	—	59.1%	—
区 分	平成 22 年					
	実 数	増減率				
総 数	人 6,204	% △9.4				
第一次産業 就業人口比率	16.2%	—				
第二次産業 就業人口比率	23.2%	—				
第三次産業 就業人口比率	59.8%	—				

(3) 市町村行財政の状況

ア 行政の状況

本町の行政区域は、明治29年の町制施行により湯浅町が誕生し、昭和31年には有田郡田栖川村が編入され現在に至っている。

議員の定員数は10人で、執行機関は町長部局（10所属）、教育部局および議会事務局をあわせて職員132人をもって構成している。

今後、人口の減少と少子・高齢化が進んでいくことが予想される中、多様な行政ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、平成25年度に策定した定員適正化計画に基づく職員数の適正管理や人事評価による資質向上等を図りながら、行財政改革の取り組みを推進していくものである。

イ 財政の状況

本町の財政状況は、平成7年度に普通会計ベースで赤字決算となり第1次健全化、第2次健全化と2度にわたる財政健全化計画を作成し行財政改革に努め、平成10年度に黒字に転じた。しかし、税収や地方交付税などの一般財源の減少により平成18年度に再度普通会計ベースで赤字決算となった。このように本町の財政状況は、赤字、黒字を繰り返している状況であり、財政基盤の脆弱性を露呈しているものである。そのため、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を構築するため、平成19年度からの集中改革プランでは職員の定員管理や起債借入れの抑制などを実施した結果、平成22年度には黒字となり、また平成25年度には、財団法人湯浅町開発公社の清算や防災減災事業を促進するため財政シミュレーションを策定し、町長、副町長、教育長、職員の給料削減の3年間の実施や議員費用弁償の廃止、固定資産税の前納報奨金の段階的な廃止などの行財政改革に取り組み、安定した財政による町行政の運営に努めていく。

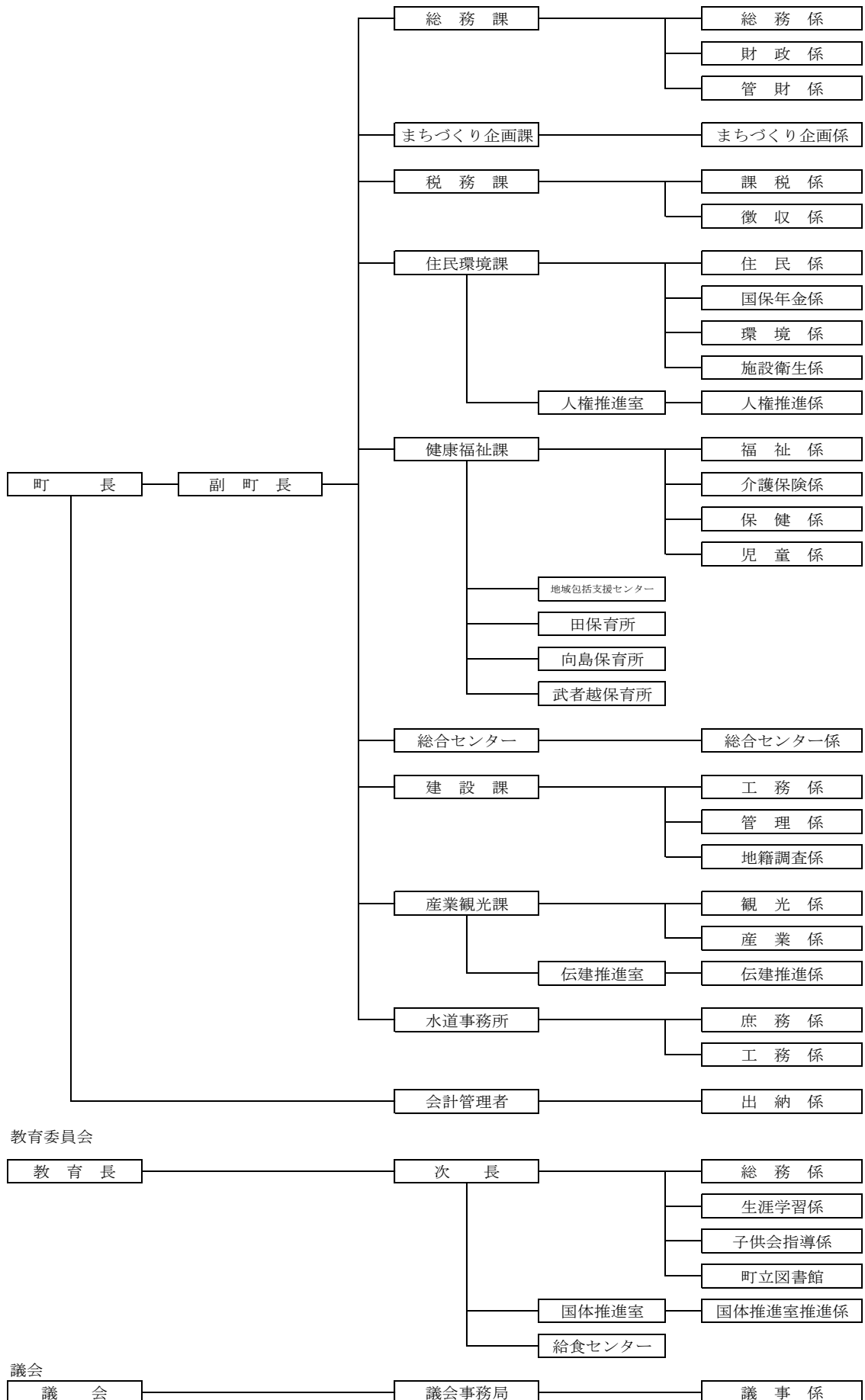


表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成17年度	平成20年度	平成24年度	平成25年度
歳入総額 A	5,775,717	5,802,205	5,524,303	8,081,224
一般財源	3,805,657	3,717,279	3,571,154	3,538,172
国庫支出金	299,158	629,517	448,252	1,129,349
都道府県支出金	352,648	452,906	645,893	581,030
地方債	496,400	470,042	396,603	2,322,151
うち過疎債				
その他	821,854	532,461	462,401	510,522
歳出総額 B	5,696,684	5,931,775	5,475,487	8,116,577
義務的経費	3,215,591	2,652,879	2,376,520	2,341,555
投資的経費	564,791	941,563	696,830	1,773,953
うち普通建設事業	472,480	941,563	696,830	1,768,839
その他	1,916,302	2,337,333	2,402,137	4,001,069
過疎対策事業費				
歳入歳出差引額 C (A-B)	79,033	-129,570	48,816	-35,353
翌年度へ繰越すべき財源 D		14,092	31,668	20,851
実質収支 C-D	79,033	-143,662	17,148	-56,204
財政力指数	0.35	0.36	0.34	0.34
公債費負担比率	28.0	21.0	12.5	10.5
実質公債費比率	19.3	17.8	11.2	10.3
起債制限比率	17.7	12.7	6.9	6.2
経常収支比率	109.1	101.5	93.2	95.1
将来負担比率	—	203.6	151.5	147.1
地方債現在高	6,887,376	5,269,193	5,196,544	7,089,831

ウ 施設整備の状況

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末
市町村道				
改良率 (%)	—	—	—	48.0%
舗装率 (%)	—	—	—	99.1%
農道延長	—	—	40,021m	40,021m
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—
林道延長	—	630m	630m	630m
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	0.82m	0.82m	0.82m
水道普及率 (%)	—	87.8%	97.6%	98.0%
水洗化率 (%)	—	—	—	—
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	—

区 分	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市 町 村 道		
改 良 率 (%)	48.0%	48.0%
舗 装 率 (%)	99.1%	99.1%
農 道 延 長	40,021m	40,021m
耕地 1 h a 当 たり 農 道 延 長 (m)	—	0.015m
林 道 延 長	630m	630m
林 野 1 h a 当 たり 林 道 延 長 (m)	0.82m	0.83m
水 道 普 及 率 (%)	99.7%	99.8%
水 洗 化 率 (%)	68.6%	67.6%
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—

(4) 地域の自立促進の基本方針

平成23年に策定した第三次湯浅町長期総合計画では、本町の将来像として「誇れる郷土をともに創造 安心安全のまち 湯浅」を掲げ、町民総参加で力を合わせてこれからもずっと住み続けたいまちを築いていくこととし、町民と行政とのパートナーシップ体制が必要不可欠であり、財政健全化と併せた基本計画・実施計画を積極的に進めていくこととしている。

平成26年度において、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けたことにより、過疎対策事業債を活用し、さらにまちづくりの施策を加速させ、目指すべき湯浅町の姿の実現を図ることとする。

また、平成27年度策定の湯浅町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、将来の人口ビジョンに基づき、まちに活気を取りもどし、人口減少を食い止める重点施策と位置付け、湯浅町の発展を目指している。

(5) 計画期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度として、平成32年度までの5ヵ年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画については、平成28年度策定予定。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農 業

本町の農業就業者数は905人（平成22年国勢調査）であり、平成17年の990人と比べ、5年間で85人、8.6%減少している。農家の高齢化が進むとともに、後継者が少ないこともあり、就業者数は徐々に減少している。

本町の農業は、かんきつ類が基幹作目となっており、中でも本町の特産物となっている三宝柑やブランド化している「田村みかん」は全国的にも有名である。

しかしながら、柑橘を中心とする果実類は表作と裏作により大きく影響し、また、経営耕地別面積も減少傾向にある。

農村地域では、過疎化に伴い、高齢化や後継者の不足による耕作放棄地が増加している傾向にあり、優良農地の損失という面だけでなく、農村景観の悪化、近隣耕作地へ与える影響などが問題視されていることから、このような荒廃地の拡大を防ぐため、地域の担い

手への集積を計画的に実施したり、空き家対策と併せて農業への新規参入に活用したりするなど、農地の有効利用の促進が重要な課題となっている。

さらに、近年、鳥獣による農作物被害が深刻なものとなっており、農家の収益の確保を図るためにも、捕獲や防護柵の設置等による防除対策を強化することが喫緊の課題となっている。

イ 林業

本町の森林面積は722haであり、町域の34.7%を占めている。林業従事者数は3人（平成22年国勢調査）と極めて少なく、また、林業経営はほとんどおこなっていない。町では、湯浅町森林組合が解散された後、平成9年度より広川町森林組合において事業実施区域を編入し、町内の森林整備事業を行っているが、森林所有者の高齢化、後継者不足により間伐等の森林整備が遅れている状況である。

ウ 水産業

本町における漁業就業者数は97人（平成22年国勢調査）であり、平成17年の110人と比べて13人、11.8%減少しており、漁業の担い手の確保と育成が大きな課題となっている。

紀伊水道の入り口に位置する湯浅湾は、太平洋からの黒潮と瀬戸内海からの海流がぶつかり、生産力が豊かな古くからの好漁場で、なかでもあじ、さば等は大きく育ち非常に美味で主として一本釣りで捕獲されている。また、県内屈指の漁獲量を誇るしらすは、年間平均約800トンが水揚げされ、釜揚げしらすなどに加工されている。

最近、釜揚げしらすやかき揚げ、生しらすなどをのせた「しらす丼」が町内の各飲食店で味わえ、湯浅町の名物料理として観光客に好評を得ている。

しかしながら、近年の漁獲量や漁獲高については、漁獲技術の進歩による乱獲などにより水産資源が減少するとともに、漁業従事者の高齢化や後継者不足、水産物の価格低迷に加えて漁船用燃油高騰などに直面し、非常に厳しい経営状況にある。

エ 商工業・地場産業の振興等

本町は、醤油や金山寺味噌、新鮮な魚介類などの卸・小売を商う有田郡の中心的商都として、古くから繁栄してきた。

しかし、スーパーなどの大型小売店舗の進出、少子高齢化や人口減少、長引く景気の低迷などにより卸売業、小売業の割合は徐々に縮小しており、平成19年と平成24年を比較すると町内の卸売・小売業の事業所数で28.7%の減少し、平成24年現在で、233事業所、従業員857人となっている（商業統計調査・経済センサス活動調査）。こうした状況に対し、町は町並み景観整備や回遊ルートの整備、空き店舗対策としての店舗集積や観光ルートと商店街を組み合わせたネットワークづくりなどの「湯浅町中心市街地活性化基本計画」を策定すると共に、湯浅町商工会においても、TMO活動を通じた商業振興を図るため、平成27年度から「湯浅町商工会（TMO）活性化新中期5ヵ年計画」が策定されたほか、新たなまちづくりを通じた商業再生に取り組んでいる。平成27年度には、市街地における経済活動の空洞化に対応する「湯浅駅周辺整備基本方針」が定められ、過疎化商業ビジョンのあり方を検討する時期を迎えており、商業再生に取り組んでいる。

オ 観光

本町は、西有田県立自然公園に指定された景観の優れた海岸、有田みかんの段々畑などの豊かな自然と発祥地と知られる醤油をはじめ、金山寺味噌、三宝柑、しらすや干物などの豊富な特産物、また県下で唯一まちなかの商店街を南北に通っている「熊野古道」や平成18年に県下で初めて国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された古い町並みに

代表される歴史・文化に裏付けられた観光資源を有しており、これらを有機的に生かした観光を産業振興の一つの柱にして観光事業を進めている。

本町の観光入込み客総数は、平成25年は若干減少したもの、年々増加傾向にあり、年間50万人に届くところまでに至っている。更に増加を図るため、今後重伝建地区を訪れる観光客のための駐車場整備や周辺のインフラ整備、重伝建地区とJR湯浅駅を結ぶ観光客の導線づくりや観光案内施設の充実など受入れ体制の整備に努め、その効果によるまちなかの商店街の活性化を図るとともに、県内外へのより効果的な観光・特産物のPR事業の検討を進めていく必要がある。

カ 起業の促進

技術、情報及び交通基盤のめざましい進歩を念頭において、各産業との連携を図りながら、既存事業所における新たな技術・市場立地型への転換をより一層推進していくことが課題となっており、農林水産物等の加工・販売の起業化や、観光客を対象とした飲食店、特産物店、民宿、旅館等の商品の企画・開発機能の強化、新分野への展開、流通の合理化などについて金融的側面も含めて、効果的かつ積極的な支援が求められる状況である。

キ 企業の誘致

町解散が決まった湯浅町開発公社で運営してきた国民宿舎湯浅城や二の丸温泉を、公募により誘致した民間企業に売却するなど雇用の拡充を図っている。

さらに山田山などの町有遊休地についても、企業誘致による有効活用に努めている。

■農業就業者数

(単位：人)

平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
992	946	990	905

(資料：国勢調査)

■林業就業者数

(単位：人)

平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
1	2	—	3

(資料：国勢調査)

■漁業就業者数

(単位：人)

平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
162	138	110	97

(資料：国勢調査)

■卸売業、小売業の事業者数・従業員数・販売額

(単位：人・百万円)

		平成16年	平成19年	平成24年
卸 売 業	事業者数	61	54	35
	従業員数	402	321	195
	販売額	12,181	9,829	5,542
小 売 業	事業者数	313	273	198
	従業員数	1,094	1,061	662
	販売額	15,324	13,191	8,021
計	事業者数	374	327	233
	従業員数	1,496	1,382	857
	販売額	27,505	23,020	13,563

(資料：商業統計・経済センサス活動調査)

■観光入込み客の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
日帰客数	336,643	329,207	368,001	445,335	456,038	452,435
宿泊客数	38,867	37,453	37,484	37,527	37,943	39,077
観光客総数	375,510	366,660	405,485	482,462	493,981	491,512

(資料：県観光客動態調査)

(2) その対策

ア 農業

本町の基幹作目であるかんきつ類については、農業経営の安定化や経営リスクの分散という意味合いからも、基盤整備や販売促進策をさらに強化していく必要がある。

また、荒廃地や遊休農地の拡大を防ぎ、優良農地の確保や豊かな農村の景観を保全するため、農地の有効利用については、農地中間管理機構等を活用した担い手への農地の利用集積の推進や新規参入者への農地の有効活用を図るとともに、荒廃地や遊休農地の拡大を防ぎ、優良農地の確保や豊かな農村の景観の保全に努める。

また、イノシシやシカ、サル、アライグマ等による農作物被害を防ぎ、農家の収益の確保を図るため、捕獲や駆除、防護柵の設置等に取り組んでいる状況である。

さらに、有機や減農薬による安全で安心感のある農産物の生産促進、農産品直売所や産地直送販売の充実、地産地消の推進などによって、農業経営の安定化を図る一方、都市から地方へ定住を促進し、過疎化や高齢化の進む地域の活性化につながる取組を進める。

イ 林業

林業については、木材価格の低迷等により、間伐等の森林整備が遅れているため、広川町森林組合の協力を得ながら、森林整備地域活動支援交付金事業を導入するなど、一般社団法人わかやま森林と緑の公社及び広川町森林組合と連携しながら、間伐等の森林整備を推進する必要がある。

ウ 水産業

水産業については、今後とも水産資源の持続的利用の確保、漁業経営基盤の確立等による所得の安定化が緊急の課題であり、引き続き、県と連携した漁港施設の整備や海域環境の維持・改善とともに、「つくり育てる漁業」や藻場の造成事業の推進に取り組む必要がある。

また、漁業経営の安定化等のため資源管理型漁業や鮮度保持・魚価向上の新技术導入等の促進のほか、毎年行われる「ギョギョっとお魚まつり」や2～3ヶ月に一回定期的に行われる「湯浅湾おさかな市」、また「しらす丼」などの名物料理のブランド化により湯浅でとれる新鮮な海産物のPRを図ることとする。

エ 商工業・地場産業の振興等

商業の振興については、多様化する消費者ニーズに対応するとともに、個性的で魅力ある中心市街地を形成するため、「湯浅町中心市街地活性化基本計画」、「湯浅町商工会TMO活性化計画」「湯浅駅周辺整備基本計画」に基づき、引き続き中心市街地の再生に取り組む必要がある。

また、重伝建地区とJR湯浅駅を結ぶ観光客の導線づくりに加え、駅周辺における公的施設や商業施設の集約化を行い、まちなかの商店街の活性化を図ることとする。

さらに、産業間の連携を図り、有田地域の商業の中心地としての機能の再生に努める必要がある。

オ 観 光

「観光のまち湯浅」を確立するために、町民、事業所、商店、行政がそれぞれ役割を分担し連携を図り、おもてなしの気持ちで観光事業に取り組む。誘客事業については、地域の観光資源を生かした企画を、旅行会社・マスコミに対し積極的にプロモーションを展開し、最近特に増加傾向にある外国人観光客への対応については、きめ細やかな受入れ体制を構築し、世界に開かれた観光地づくりを進めていく必要がある。

また、地域ブランド化により魅力的な観光資源を開発するとともに、観光資源の保全を図り、滞在型、体験型観光プランの提供など観光メニューの充実に取り組むこととする。

さらに、湯浅駅周辺地区と重伝建地区を湯浅町の新しい2つの玄関口として位置づけ、伝建地区、商店街（熊野古道）、JR湯浅駅を連携させ回遊性を高める。

湯浅駅周辺については、大型バスが配置できるスペース確保や、公的施設等を集約する複合施設の設置や庁舎跡地は防災施設を兼ねたイベント広場などを整備する。また、重伝建地区についても、まちなみを整備すると共に、現在、観光客が増えつつあるなかで、大型バスを含む本格的な観光用駐車場を整備し、「観光の町 湯浅町」を推進する。

カ 起業の促進

起業の促進については、高度情報化の進展、交通通信体系の整備により、在宅ワークやネットビジネスなど、新たな形態での起業が期待され、6次産業など多様な分野における事業の立上げを支援していくとともに、既存企業の新分野への進出や事業規模の拡大等を支援する。

キ 企業の誘致

企業誘致については、遊休施設、土地の活用という観点からも現行の湯浅町企業誘致条例と併せて新たに半島振興法・過疎法・企業立地促進法に基づく条例制定より、課税免除や不均一課税などの企業優遇施策について検討する。

(3) 計 画

産業推進の整備計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 農 業	土地改良施設維持管理適正化事業 (改良区分) 配水管・散水弁改修工事等	土地改良区	
		県営土地改良事業ため池等整備事業 大谷池改修工事等	和歌山県	
		小規模土地改良事業 (田・栖原・吉川等)各地区水路改修工事	湯浅町	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 バルブ・水槽等改修工事	和歌山県	
	(2) 漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能保全計画策定	湯浅町	
	(8) 観光又はレク リエーション	湯浅駅周辺及び改良住宅跡地活用 事業 複合ビル等の建設等	湯浅町	
		まちなみ整備事業 カラー舗装・側溝・下水路改修工事等	湯浅町	
		旧庁舎跡地整備事業 観光レクリエーション施設の整備	湯浅町	

(9) 過疎地域自立 促進特別事業	有害鳥獣捕獲事業費補助 有害鳥獣の捕獲対策(サル・イノシシ・シカほか)	湯浅町	
	農作物鳥獣害防止対策事業費補助 鳥獣被害の防止対策(柵等の整備)	湯浅町	
	果樹産地支援事業費補助 マルチ栽培・ステップアップ事業	湯浅町	
	有田みかん消費拡大対策事業 有田みかんの消費拡大に向けた取組を支援	協議会等	
	松林健全化促進事業 松林樹幹注入委託業務	湯浅町	
	地域活性化イベント事業 七夕まつり、 湯浅まつり、ギョギョっとお魚まつり、シロウオまつり	各実行委 員会ほか	
	TMO構想事業 中心市街地整備と商業等の活性化	湯浅町 商工会	
	湯浅ブランド構築事業 地域産品の 販路拡大及びブランド化に向けた取組	湯浅町	
	湯浅観光戦略推進事業 県外観光プロモーション	湯浅町	
	まちなか観光案内所開設事業 (駅前多目 的広場・立石茶屋) まちなか観光案内の設置及び運営	湯浅町	
	中山間地域等直接支払交付金事業 農地保全や農業生産性の向上対策等 対象5集落	湯浅町	
	多面的機能支払交付金事業 農地の多面的機能維持の対策等 対象5集落	湯浅町	

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

① 国道、県道

町内の国道は、南北に縦断する湯浅御坊道路、国道42号を幹線道路とし、主要県道・一般県道及び町道が接続して道路網を構成し、現在、湯浅御坊道路においては、有田ICから御坊IC間の4車線化事業が着々と進められているところである。

湯浅御坊道路は、京阪神・和歌山方面からの物流・観光を担う重要な路線であり、4車線となればこれまで以上に地域の生活、産業、経済の活性化に大きく寄与するとともに大地震の発生時には、緊急輸送道路としても非常に重要となる道路である。

国道42号は、近隣市町との主要連絡路線であり、湯浅御坊道路とあわせて緊急輸送道路として位置づけられているが、湯浅・東南道・別所北などの主要交差点では、渋滞が発生することが多く、また歩道整備ができていないところがあるため、交差点改良及び歩道整備が必要である。

一方、県道は主要県道2路線と一般県道2路線が町内をネットワークしており、有田湯浅線については、田地区から栖原地区間は現在一部工事を実施中であり、栖原地区から湯浅地区間の一部区間は幅員が狭く未改良区間があり早期整備が必要である。

また、御坊湯浅線・吉原湯浅線についても、地域間を結ぶ重要な路線であり広域的な役割の大きい路線でもあるため早期整備が必要である。

②町道、農道

町道については、国道、県道を起点として各集落間を連絡し、生活道路として広い町域をカバーしている。町道の総延長は約121kmあり、舗装率は99.1%で県内第1位の舗装率となっているが、舗装などは老朽化が進み、車両の大型化に対応できていない未改良の路線も多く、今後の計画的な整備が必要である。

農道については、地域の農業生産基盤となる路線であります。昭和40～50年代頃に供用開始した路線も多く老朽化が進んでいる。

今後は、国及び県の補助制度を効果的に活用しながら計画的に整備する必要がある。

③その他

田地区は、台風時には越波被害・落石危険から県道が全面通行止めとなることが多く、大規模災害時には孤立集落となることが予測されるため、有田湯浅線の代替路線となりうる田地区～国道42号までの道路整備が求められているところである。

イ 交通

本町の主たる交通機関は、鉄道（JR）及び路線バスがある。湯浅駅内にはエレベーターが設置されておらず、現在ホームの嵩上げ及びトイレのバリアフリー化と共に要望しているところである。

また、路線バスも湯浅駅から田方面、済生会有田病院及び広川町方面に運行されているが、本数が少ない状況である。

町民や観光客のニーズを踏まえ、さらなる充実に努めていく必要がある。

ウ 情報通信

本町の情報通信手段として有線放送施設や電話のほか、防災行政無線施設が町全域に整備されている。また、携帯電話については、町内の大部分が、通話可能地域となってきたが、まだ一部に通話できない地域があり、早急な整備が必要である。

情報通信網は、従来の情報通信伝達手段としての役割から、現在では重要な社会生活基盤の一つとして位置づけられ、効果的な活用が課題となっている。特に山間地において地理的不利性からくる問題を克服するため、テレビ放送のデジタル化等、情報通信基盤施設の整備や維持管理が必要である。

エ 地域間交流の促進

地域間交流については、価値観の多様化とともに、地域資源を生かした観光やスポーツ施設の場の提供、UJIターン希望者に対する空き家等のあっせんなど、受入れ体制の整備、促進に努めていく必要がある。

(2) その対策

ア 道路

①国道、県道

湯浅御坊道路の4車線化事業について、早期完成できるようにNEXCO西日本・国・県に要望を続けるとともに、国道の交差点改良及び歩道整備、県道の未整備区間についても、国及び県に引き続き要望を行っていくものである。

②町道、農道

町道は、生活と経済活動を支える重要な生活道路であるため、その改良・舗装・橋梁の耐震化・安全対策などについて、財政状況や他の事業との関連性を考慮しながら、効果的な整備を促進し日常生活の利便性を図る。

③その他

湯浅有田線の代替道路となりうる田地区～国道42号までの道路整備については、地域間を結ぶ重要路線でもあるため国・県と協議を続け、積極的な整備に努める。

イ 交通

湯浅駅に停車する特急電車の増便や本町を訪れる観光客の利便性向上、路線バス交通の充実を図り移動手段の確保に努める。

ウ 情報通信

携帯電話の通話可能エリアの拡大、ブロードバンド通信アクセス環境の向上など、情報通信格差の是正を図る取組み、インターネットを利用した電子申請や届出など、住民サービス向上等を目的とした電子自治体の推進を図る。

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、公共施設間を結ぶ公共ネットワーク等の整備を図る。

情報通信網は、重要な社会生活基盤の一つとして位置づけられているため、情報化に対応できる人材を育成するとともに、情報通信技術の導入を積極的に推進する。

エ 地域間交流の促進

都市部との地域間交流を図っていくため、マスコミ等との連携・協力により、全国への情報の発信・PRなどを提供するとともに、様々なイベントを通じて交流を図る。

また、本町の歴史・文化を活かした各種交流事業などについて検討する。

(3) 計画

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道路	町道田17・18号線道路改良工事(改良) L=260m W=4.0m 舗装A=1040㎡ 側溝L=520m	湯浅町	
		町道田9・14・15号線道路改良工事(改良) L=130m W=3.0m 舗装A=390㎡ BOXカバーL=10.0m	湯浅町	
		町道栖原1号線道路改良工事(改良) L=100m W=3.5m 路側L=100m	湯浅町	
		町道栖原20号線道路改良工事(改良) L=140m W=4.5m 舗装A=630㎡ 側溝L=55m	湯浅町	
		県道御坊湯浅線マンホール改修工事(改良) L=380m マンホール8カ所	湯浅町	
		横浜地区道路側溝改修工事(改良) L=60m W=5.0m 側溝蓋L=60m	湯浅町	
		宮西地区道路側溝改修工事(改良) L=60m W=5.0m 側溝蓋L=60m	湯浅町	
		北栄地区道路側溝改修工事(改良) L=60m W=5.0m 側溝蓋L=60m	湯浅町	
		野下・出水地区道路側溝改修工事(改良) L=60m W=5.0m 側溝蓋L=60m	湯浅町	
		東南道地区道路側溝改修工事(改良) L=60m W=5.0m 側溝蓋L=60m	湯浅町	

	町道湯浅 298 号線道路改良工事 (改良) L=30m W=4.0m 舗装 A=120 m ² 側溝 L=60m	湯浅町	
	町道湯浅 208 号線道路改良工事 (改良) L=85m W=3.5m 舗装 A=300 m ² 側溝 L=85m	湯浅町	
	町道湯浅 173 号線道路改良工事 (改良) L=25m W=4.0m 舗装 A=100 m ² 側溝 L=10m	湯浅町	
	町道青木 44 号線道路改良工事 (改良) L=120m W=3.5m 側溝 L=120m	湯浅町	
	町道田 12 号線道路舗装改修工事 (改良) L=1300m W=4.0m 舗装 A=5200 m ²	湯浅町	
	町道栖原 5 号線道路改良工事 (改良) L=100m W=3.0m 側溝 L=100m	湯浅町	
	町道栖原 5 号線道路側溝改修工事 (改良) L=65m W=3.0m 側溝 L=65m	湯浅町	
	町道栖原 9 号線道路拡幅工事 (改良) L=65m W=4.0m 舗装 A=260 m ² BOX カルハート L=65m	湯浅町	
	町道栖原 35 号線道路改良工事 (改良) L=120m W=5.5m 舗装 A=660 m ² 側溝 L=240m	湯浅町	
	町道吉川 3 号線道路舗装改修工事 (改良) L=222m W=5.5m 舗装 A=1221 m ²	湯浅町	
	町道栖原 1 号線道路拡幅工事 (改良) L=100m W=4.5m 舗装 A=450 m ² 側溝 L=100m	湯浅町	
	町道栖原 1 号線道路舗装改修工事 (改良) L=640m W=3.5m 舗装 A=2240 m ²	湯浅町	
	町道栖原 17 号線道路舗装改修工事 (改良) L=m W=m		
	町道吉川 8 号線道路拡幅工事 (改良) L=150m W=3.5m 舗装 A=525 m ² 路側 L=150m	湯浅町	
	町道吉川 11 号線道路舗装改修工事 (改良) L=180m W=3.0m 舗装 A=540 m ²	湯浅町	
	港区内道路整備工事 (改良) L=2520m W=6.0m 舗装 A=15120 m ² 側溝 L=5040m	湯浅町	
	町道湯浅 148 号線道路改良工事 (改良) L=210m W=4.0m 舗装 A=840 m ² 側溝 L=420m	湯浅町	
	町道湯浅 253 号線道路改良工事 (改良) L=125m W=4.5m 舗装 A=562 m ² 側溝 L=250m	湯浅町	
	町道湯浅 134 号線道路改良工事 (改良) L=400m W=6.0m 側溝 (GR 蓋) L=400m	湯浅町	
	町道湯浅 126 号線道路舗装改修工事 (改良) L=240m W=4.0m 舗装 A=960 m ²	湯浅町	
	町道湯浅 154 号線道路改良工事 (改良) L=85m W=5.0m 舗装 A=425 m ² 側溝 L=170m	湯浅町	
	町道湯浅 153 号線道路改良工事 (改良) L=360m W=4.0m 舗装 A=1440 m ² 側溝 L=360m 路側 L=60m	湯浅町	
	町道湯浅 147 号線道路改良工事 (改良) L=290m W=5.0m 舗装 A=1450 m ² 側溝 L=580m	湯浅町	

	町道湯浅 285 号線道路改良工事(改良) L=70m W=3.0m 舗装 A=210 m ² 側溝 L=70m	湯浅町	
	町道湯浅 170 号線道路側溝改修工事 (改良) L=250m W=3.0m 側溝 L=250m	湯浅町	
	町道湯浅 188 号線道路舗装改修工事 (改良) L=600m W=5.0m 舗装 A=3000 m ²	湯浅町	
	町道青木 24 号線道路舗装改修工事 (改良) L=290m W=5.5m 舗装 A=1595 m ²	湯浅町	
	町道湯浅 147 号線道路側溝新設工事 (改良) L=100m W=6.0m 側溝 L=100m	湯浅町	
	町道青木 13 号線道路拡幅工事(改良) L=225m W=6.0m 舗装 A=1350 m ² 側溝 L=450m	湯浅町	
	町道山田 52 号線道路舗装改修工事 (改良) L=250m W=8.5m 舗装 A=2125 m ²	湯浅町	
	町道山田 7 号線道路改良工事(改良) L=230m W=4.0m 舗装 A=920 m ² 側溝 L=100m	湯浅町	
	町道山田 11 号線道路舗装改修工事 (改良) L=190m W=3.0m 舗装 A=570 m ²	湯浅町	
	町道山田 21 号線道路改良工事(改良) L=780m W=4.0m 舗装 A=3120 m ² 路側 L=130m	湯浅町	
	町道山田 15 号線道路改良工事(改良) L=170m W=4.0m 舗装 A=680 m ² 路側 L=170m	湯浅町	
	町道湯浅 128 号線道路改良工事(改良) L=330m W=7.0m 舗装 A=2310 m ² 路側 L=140m	湯浅町	
	熊野古道沿線道路整備事業 道路整備ほか	湯浅町	
	通学路交通安全プログラムに基づく 道路整備事業 グリーンベルト等 L=140m	湯浅町	
	町道田 17・18 号線道路改良工事に伴 う測量設計業務(測量・設計) L=260m	湯浅町	
	町道田 9・14・15 号線道路改良工事に 伴う測量設計業務(測量・設計) L=130m	湯浅町	
	町道栖原 1 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務(測量・設計) L=100m	湯浅町	
	港区内道路整備工事に伴う測量設計 業務(測量・設計) L=2520m	湯浅町	
	町道湯浅 208 号線道路改良工事に伴 う測量設計業務(測量・設計) L=85m	湯浅町	
	県道御坊湯浅線マンホール改修工事に伴う測量 設計業務(測量・設計) L=380m マンホール 8 カ所	湯浅町	
	町道栖原 5 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務(測量・設計) L=100m	湯浅町	
	町道栖原 9 号線道路拡幅工事に伴う 測量設計業務(測量・設計) L=65m	湯浅町	

	町道栖原 35 号線道路拡幅工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=120m	湯浅町	
	町道栖原 1 号線道路拡幅工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=100m	湯浅町	
	町道吉川 8 号線道路拡幅工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=150m	湯浅町	
	町道湯浅 148 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=210m	湯浅町	
	町道湯浅 253 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=125m	湯浅町	
	町道湯浅 134 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=400m	湯浅町	
	町道湯浅 154 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=85m	湯浅町	
	町道湯浅 153 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=360m	湯浅町	
	町道湯浅 147 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=290m	湯浅町	
	町道湯浅 170 号線道路側溝改修工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=250m	湯浅町	
	町道青木 13 号線道路拡幅工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=225m	湯浅町	
	町道山田 7 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=230m	湯浅町	
	町道山田 21 号線道路拡幅工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=780m	湯浅町	
	町道山田 15 号線道路改良工事に伴う 測量設計業務 (測量・設計) L=170m	湯浅町	
橋りょう	宮後橋補修工事 (長寿命化) L=29m W=7.0m	湯浅町	
	一里松橋補修工事 (長寿命化) L=26m W=7.0m	湯浅町	
	飛越橋補修工事 (長寿命化) L=26m W=10.0m	湯浅町	
	希望橋補修工事 (長寿命化) L=30m W=12.0m	湯浅町	
	宮後橋補修工事に伴う測量設計業務 (長寿命化) L=29m W=7.0m	湯浅町	
	一里松橋補修工事に伴う測量設計業務 (長寿命化) L=26m W=7.0m	湯浅町	
	飛越橋補修工事に伴う測量設計業務 (長寿命化) L=26m W=10.0m	湯浅町	
	希望橋補修工事に伴う測量設計業務 (長寿命化) L=30m W=12.0m	湯浅町	
	清水橋補修工事に伴う測量設計業務 (長寿命化) L=26m W=7.0m	湯浅町	

	(2)農道	農道整備事業 各地区農道改修工事	湯浅町	
	(11)過疎地域自立 促進特別事業	情報通信基盤施設整備助成事業 共聴アンテナ設置	湯浅町	
		町道路面性状調査業務（調査・設計） L=21,600m	湯浅町	
		橋梁定期点検（点検） 93橋	湯浅町	

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

水道本管やポンプ等の機械設備関係など、施設全般的に老朽化が進んでおり、布設替え時期に到達している中で、その更新事業実施に向けた建設改良費の増加、また、夏場などの水不足解消に向けての年間を通じて安定した水源の確保などが課題ある。

イ 下水処理施設

現在、湯浅町全体では公共下水道は実施しておらず、田地区においては、農業集落排水事業、その他地区では合併浄化槽による整備を促進している。

しかし、湯浅町内の下水道施設等の普及率は2割程度と低く、生活排水は未処理のまま水路等へ放流されており、水路・河川の水質悪化の原因となっている。

ウ 廃棄物処理施設

し尿・ごみ処理については、有田衛生施設事務組合において処理を行っているが、可燃ごみ等については、処分委託をしている状況である。

近年の生活様式の多様化に伴い、ごみの排出量が増加しているため一般廃棄物の減量と再生資源物等のリサイクルを推進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の確保に努め、生活環境の保全を推進する必要がある。

エ 消防・防災施設

本町の消防体制は、湯浅広川消防組合と町消防団により構成されている。

湯浅広川消防組合は、湯浅町と広川町の2町を構成町とし、昭和57年4月に発足し、庁舎は湯浅町に設置されている。

町消防団は、10分団（定数237名）体制で平常時より防火思想の普及、啓発に取り組んでいる。団員数は、高齢化や勤務地が町外の方も多いため、平成27年4月現在で206名、充足率86.9%と団員が不足しており年々減少傾向である。

当町は、南海トラフ巨大地震等の地震津波災害の発生が危惧される中、湯浅広川消防組合において、消防救急無線のデジタル化を行い円滑な情報収集体制の構築が平成28年3月に完成予定である。

町消防団においては、消防車庫の老朽化、救助活動を行う際必要となる活動資機材の不足等、団活動を行うために必要な施設・設備に問題が生じてきている。

町内の現状として、湯浅広川消防組合及び消防団が火災対応をする際、狭小な道路が多く水利の確保が困難であることから、地震時の火災への対応も可能な、耐震性を有する防火水槽等の整備が必要となる。

また、災害時における自助・共助の中核を担う自主防災組織についても、今後、結成促進や充実強化に努め、地域の中心となる人材を育成していくことで、地域防災力の更なる強化を図る必要がある。

オ 公営住宅

改良住宅の立替工事や二戸連の修繕工事等を実施し、公営住宅の老朽化や耐震に対する備えは行っているが、居住者の高齢化が進み、一人世帯や高齢者世帯の占める割合が高くなってきており、また所得が安定している若い世帯等が町外への転出が見られるなど、コミュニティバランスが保てていない傾向がある。

カ 憩いの家・集会所・公園・隣保館

本町の老人憩いの家については、使用頻度が高く、各地域施設の中心的な役割を担っているが、老朽化が進んでいるものも多く、計画的な改修が必要である。

教育集会所については、現在、宮西、矢田、方津戸の3ヵ所があるが、いずれも老朽化が進んでいる。使用頻度としては宮西教育集会所が高く、他の2ヵ所はそれほど使われていないが、地域の集いの場としての機能もあり、計画的に改修等を実施していく必要がある。

また、町内には公園が8ヵ所あり、町民の憩いの場となっていると同時に災害時の避難場所としての重要な機能を有している。

公園の整備については、以前から必要に応じ実施しているが遊具や施設の老朽化、老朽樹木が多くなっており、湯浅町民が利用しやすい公園の整備をしていく必要がある。

さらに、隣保館については、湯浅隣保館、宮西文化会館、横田文化会館、野下・出水文化会館の4館設けられており、各種隣保館活動や事業を行う等、利用頻度が高い水準を保っています。また、耐震補強を含め改修工事など施設の維持管理に努めてきた。

しかしながら、建設年度が古く老朽化が進んでいるだけでなく、高齢者の方や身体障害者の方達へのバリアフリー等の対策が十分なされておらず、今後更に利用者に優しい施設づくりを行っていく必要がある。

キ その他

老朽化や耐震診断の結果、基準を満たさない公共施設があり、大規模災害等に倒壊し、周辺施設等へ被害を及ぼす可能性があり、早急に対策を講じる必要がある。

また、本町では若年者の町外流出による少子高齢化や過疎化が進む中、若者世代の定住が図られていないのが現状である。現在、U J I ターン者を含む若者世代の定住を図るため、住宅取得者に奨励金を交付し、定住促進対策に努めている。

(2) その対策

ア 水道施設

現在の水道料金は、約30年間据え置きとなっているが、各施設の更新事業実施に伴い、その財源確保のため料金の見直しも早い時期に実施する等、重要給水拠点に係る水道施設の優先的な耐震化や広域化等の長期的な視点に立った経営を行っていく必要がある。

また、各施設の監視業務を民間委託による維持管理費の抑制や電算化による業務の合理化を実施しているが、町民の理解と協力のもとで、業務を全般的に見直し、さらなる合理化を進め費用の削減を進めていく必要がある。

イ 下水処理施設

生活雑排水による水質悪化を防止するため、合併浄化槽の普及率、農業集落排水への接続率の向上に努める。

ウ 廃棄物処理施設

平成33年度に有田周辺広域圏事務組合で新ごみ処理施設を建設予定である。

し尿については、平成18年度より再生処理の上、堆肥化をしており資源化を進めている。ごみの減量と分別については、広報等で周知する。

エ 消防・防災施設

火災や地震・津波等の災害時に備え、消火栓の増設や耐震性防火水槽の新設若しくは既存防火水槽の耐震化を図る等、円滑な消火活動を行えるよう消防水利を整備する。

湯浅広川消防組合については、平成24年度に和歌山県消防救急デジタル無線整備推進協議会が設置されたことにより、和歌山県と連携を図り、平成27年度末に消防救急デジタル化共同整備が完成する。平成28年度以降からは消防車・救急車の更新整備が必要となる。

また、消防団については、安全確保及び迅速な救出・救助活動に必要な消防車庫の耐震化や、活動資機材等の装備の充実を図ると共に、避難所として活用される施設には、避難時の必要備品の充足率を高めておく必要がある。

さらに、洪水等の災害への備えとして、河川や海岸等の危険箇所に防災カメラを設置し、状況をリアルタイムで監視することで、湯浅広川消防組合や消防団等による迅速な災害対応を可能にすると共に、自主防災組織未設置地区については、区長への戸別訪問による結成促進、避難訓練等の防災訓練の充実等により地域防災力の強化を図る。

オ 公営住宅

町営住宅の空き家を有効活用し子育て世帯や所得のある世帯の入居を促進し、地域のコミュニティバランスの維持回復を図る。また、老朽化する町営住宅については、建替えによる更新や計画的な改修を行い、入居者の居住安定を確保する。

引き続き二戸連の修繕工事等を実施すると共に、公営住宅の老朽化に対する整備を行っていく必要がある。また、居住者の高齢化がさらに進み、一人世帯や高齢者世帯の占める割合が高くなっていくことが見込まれるため、コミュニティバランスを考えながら、公営住宅を十分活用していけるように、適切な維持管理が進める必要がある。

カ 憩いの家・集会所・公園・隣保館

老朽化した老人憩いの家・集会所については、全町的に施設の使用の状況を把握し、統廃合も含めた総合的な施設の整備を計画し、検討の上利用向上を図る。また、耐震診断後改修を実施し、地域住民の交流の場として更なる活用を図る。

公園施設の整備を進めるにあたり、広く利用者の意見を聞く機会を設け整備を引き続き実施していく必要がある。

隣保館については、利用者が高齢化に伴い来館しにくい状況となることが考えられるが、関係機関と協働し、利用頻度の高い水準を保てるような施策を行っていくと共に、高齢者の方や身体障害者の方達へのバリアフリー等の対策を行い、今後更に利用者に優しい施設づくりが求められる。

キ その他

町内に点在する公共施設について、老朽化による倒壊や災害等により近隣施設等への被害を及ぼす危険性の高いものを解体・撤去することにより、景観の向上に努め、安心・安全のまちづくりを推進する。

また、U J I ターン者を含む若年世代が本町に住宅を取得した場合、定住促進奨励金を交付し、過疎地域の人口増とコミュニティの活性化を図っている。若年世代が定住・移住しやすくすると共に、空き家対策のため平成25年4月に対象を中古住宅に広げる制度改正を行い、今後もホームページや広報紙等を活用して広く事業の周知を図る必要がある。

(3) 計 画

生活環境の整備計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(2) 下水道処理施設 公共下水道	公共下水道(雨水)全体計画策定事業	湯浅町	
		栖原ポンプ場改築事業	湯浅町	
		栖原排水区管渠整備事業	湯浅町	
		農業集落排水施設維持補修事業	湯浅町	
	(5) 消防施設	消火栓整備事業	湯浅町	
		耐震性防火水槽整備事業	湯浅町	
		消防車庫整備事業	湯浅町	
		消防団活動資機材整備事業	湯浅町	
		防災監視カメラ整備事業	湯浅町	
		消防車両等更新事業	湯浅広川 消防組合	
		第二分団消防車庫等修繕事業	湯浅町	
	(6) 公営住宅	改良住宅ストック総合改善事業	湯浅町	
		公営住宅ストック総合改善事業	湯浅町	
		住宅・建築物安全ストック形成事業	湯浅町	
		町営住宅修繕事業	湯浅町	

	(7)過疎地域自立 促進特別事業	定住促進奨励事業 若年層の住宅取得に対する奨励金	湯浅町	
		空き家実態調査	湯浅町	
		不用施設解体・撤去事業 中央公民館の解体・撤去	湯浅町	
	(8)その他	湯浅隣保館改修事業 改修・修繕等	湯浅町	
	(8)その他	野下・出水文化会館改修事業 改修・修繕等	湯浅町	
宮西文化会館改修事業 改修・修繕等		湯浅町		

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉施策

本町では、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、要介護状態になった場合の不安はますます高まっている。このような状況の中、介護予防や生活支援の充実に向けて取り組むとともに、介護を要する状態の方には、介護保険サービスの活用を勧めている。介護保険については、制度の定着が進み、サービスの利用が増える一方、介護給付費の増加は深刻化している。

その中で、老人福祉の中核を担っている湯浅町地域福祉センターは、平成8年度に新設され湯浅町が指定管理を行っている公的施設である。

平成24年には湯浅町が災害時福祉避難施設の指定を行っているが、海拔2.3mにあり、東南海・南海地震発生時などでは、到底避難施設としての機能は果たせない低位に位置している。

さらに、築後20年近くが経過し老朽化も進行し、施設の規模も小さいため、現状施設では最大限の役割及び機能を果たしていないのが現実である。

現在、湯浅町の団塊世代の65歳以上人口は4,084人、高齢化率31.6%にもおよび、10年後の2025年を見据えると、要支援者（介護認定者等弱者）は急速に増加することが予測され、高齢化率は40%を超すことは回避できない状況である。

そういった中で、生きがい対策と健康増進の観点から、元気・健康な高齢者を育てるための施設なども少ない状況である。

イ 児童福祉施策・子育て支援

本町における出生数は、少子化が進み年々減少の一途をたどり、この30年間で半減している。また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加や児童虐待、子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。子育て家庭が不安や負担を抱え込まずに安心して子育てができるよう、子育て家庭の個別のニーズを把握して、子どもを生み育てやすく健やかに育成されるよう、きめ細やかな施策を実施していく必要がある。

その中で、保育所の整備は喫緊の課題である。町立保育所の向島保育所（昭和47年建設）は築後40年以上が経過し、著しい老朽化が進み、加えて海拔3.5mの低位に位置し、南海トラフ巨大地震等発生時には、園児の生命をも脅かすことになる。

また、武者越保育所（昭和48年建設）は築後40年以上が経過し、建物や水道管の老朽化等維持管理に苦慮しており、保育所運営に支障を来している状況である。

さらに、現在の学童保育施設（学童保育しいのみクラブ）についても、老朽化も著しく耐震基準も満たしておらず、また、50名程度が使用できる面積しかなく、夏休みなどの期間は70名程度の児童が学習などを行っており、子育て世代にとっては、学童保育施設はなくてはならない状況である。

ウ 障害者福祉施策

本町では、身体障害者手帳所有者が平成27年3月末現在で753人、療育手帳所有者が107人、精神障害者保健福祉手帳所有者が69人と、障害の重度化や重複化、障害者の高齢化が進んでいる。

また、自立支援医療制度の精神通院医療の利用者も増加傾向にあり、障害者の方々が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉環境の充実が求められている。

エ 保健推進施策

食生活の変化等により、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病も大きな健康阻害の要因となり、食生活の見直しや改善、定期的な運動、禁煙などに取り組んでいく必要がある。

また、がん検診・特定健診受診率は他町と比較しても低い状況であり、検診の啓発などにより受診率の向上や健康づくり教室の実施が求められている。

オ 結婚・妊娠・出産支援

本町では、妊娠前・妊娠中の健康管理（喫煙、過度な飲酒、摂食障害等）が不十分な女性も多く、胎児への健康被害（流産・早産・低出生体重児の増加）が心配される。若年の妊娠や人工妊娠中絶も増えてきている中で、胎児のみならず母体の健康を損なうことが危惧されてきている。結婚・妊娠・出産・育児のライフイメージを早期から獲得し、健康で自立した生涯を送ることが出来る若者を育成することが求められている。

(2) その対策

ア 高齢者福祉施策

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを念頭に、地域における福祉基盤の整備や健康づくり、生きがいつくりの推進、利便性の高い介護システムやコミュニケーションが図れる機会づくりなど、「すべての高齢者が地域のなかで安心して暮らせるまちづくり」を推進する。

地域包括支援センターを中心に、介護予防対策として保健事業や在宅福祉サービスがより一層求められる。今後も介護予防の重要性に対する認識を促し、予防事業に積極的に参加できるような施策を講じていく。

高齢者の支援はもとより、障害者・母子・父子家庭の支援など、弱者に対する支援施設として地域福祉センターの建替え（移転）を含め、更なる地域福祉の向上を図る。

また、地域における住民同士の交流を深め、共助することができるまちづくりや、一人世帯や高齢者世帯への見守りを行っていけるような体制づくりも必要である。

以前から要望のあったグランドゴルフ及びゲートボール施設などについては、早急に建設を行い、高齢者の方々の健康増進を図る。

イ 児童福祉施策・子育て支援

安心して子育てができる環境を整備していくとともに、母子保健・保育所・幼稚園・学校が相互に情報共有し、共通認識を持ち、共通の評価指標を作り出し、切れ目のない子どもの発達を保障・支援する継続プログラムの開発を行い、次世代の子どもが心身ともに健やかに育つ事を支援する。

保育環境の改善・充実を進めていく上で、経費などの削減も考慮しながら2カ所の保育所を統合することにより、充実した保育所運営が図られ、若者の定住圏構想にも大きく寄与できるものである。

子育て世代の保護者にとっては、授業終了後や夏休み期間など、子どもの安心・安全が守られる施設として、学童保育施設の整備が急務である。

ウ 障害者福祉施策

ノーマライゼーションの理念を実現し障害者の地域生活を支援するため、関係機関との連携を強化し、相談支援体制や障害福祉サービスの情報提供をより一層整備するとともに、障害者の自立・社会参加の促進を図る。

エ 保健推進施策

自分の健康は自分自身で守るという健康への意識が高まる中、健康への維持増進や生活習慣病予防などに向けた取り組みを、本町保健師が中心に医療機関と連携を図り、がん検診・特定健診受診率の向上に努める。

また、健康づくり教室の実施など積極的に取り組み、更なる健康への意識改革を図る。

オ 結婚・妊娠・出産支援

中学生を対象に、思春期から自分で健康を守る教育を地域で積み上げ、健康な若者と健康な社会づくりを行い、次世代へつなげるための情報提供を行う。

また、成人式に「はたちの保健室」を開催し、健康で幸福なライフイメージをもって結婚・妊娠・出産・育児ができる自立した若者を育てるための必要な知識の普及（がん検診の案内・妊娠出産をするための健康な身体づくり・家族計画の必要性・性感染症・避妊方法・育児方法など）を図ることで、少子化の歯止めを図る。

(3) 計 画

高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び推進	(1) 高齢者福祉施設 老人福祉センター その他	地域福祉センター建設事業	湯浅町	
		グランドゴルフ及びゲートボール施設建設事業 健康増進・生きがい施設	湯浅町	
	(3) 児童福祉施設 保育所	湯浅町立統合保育所建設事業	湯浅町	
	(8) 過疎地域自立 促進特別事業	学童保育運営事業 指定管理(2カ所)委託	湯浅町	
		緊急通報システム事業 安否確認等の民間委託費用	湯浅町	

		重度心身障害児者医療事業 重度障害者の医療費負担	湯浅町	
		乳幼児・子ども医療事業 乳幼児から中学校卒業まで医療費負担	湯浅町	
		ひとり親家庭医療事業 ひとり親家庭の医療費負担	湯浅町	
		老人医療事業 67歳から69歳の高齢者の医療費負担	湯浅町	
		小児インフルエンザワクチン接種助成事業 1歳児から就学児前までの幼児の予防接種助成	湯浅町	
		結婚・妊娠・出産・育児支援事業 はたちの保健室の開催、支援プログラムの開発・実施、出産祝金の支給	湯浅町	
		支えあいのふるさとづくり事業 一人世帯や高齢者世帯の見守り	湯浅町	
	(9) その他	湯浅町学童保育施設建設事業	湯浅町	

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関には、産婦人科がなく、また休日診療においても、他市町にある医療機関を利用している。高齢者が多い本町では交通手段の確保が必要であるとともに、また救急患者が発生した場合の搬送時間の短縮も問題となっている。

(2) その対策

休日診療の受け入れ先や産婦人科医の確保に向けた取り組みが必要となっている。

(3) 計画

医療の確保計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立 促進特別事業	周産期医療ネットワーク事業 産科医確保分担金	湯浅町	
		救急医療情報システム事業 救急医療情報システム運営分担金	湯浅町	
		休日急患診療所運営事業 休日急患診療所運営分担金	湯浅町	

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育の充実

湯浅町における学校教育施設は小学校5校(うち分校1校)、中学校1校である。町の人口減少と同様、児童・生徒数についても年々減少する傾向にあり、小学校は湯浅小学校以外の山田小学校、田栖川小学校、田栖川小学校吉川分校、田村小学校については、いわゆる小規模校であり、うち2校が複式学級編成となっている。小規模校における教育環境の改善充実のため、その対策を地域、保護者等の意向を十分把握し、進めていく必要がある。

学校施設については耐震化が完了し、湯浅中学校、田栖川小学校のプールは改修を行っているが、湯浅小学校、田村小学校は学校所有の体育館がなく、山田小学校には学校所有のプールがなく、社会教育施設である湯浅町民体育館、田体育館、湯浅町民プールを使用している状況である。また、湯浅小学校、田村小学校のプールは老朽化が進んでいるため、今後の改修が必要とされている。

運動場については、湯浅・山田・田栖川小学校の芝生化が行われているが、芝生の維持には継続的なメンテナンスが必要である。

児童・生徒の読書習慣は、国語力の涵養及び豊かな感性と考える力を育み、人生をより深く生きていくために欠かせないものであり、読書環境の充実のため、湯浅小学校の学校図書館に司書を配置している。読書環境の一層の充実・向上が求められる。

イ 生涯学習・集会施設の充実

人が社会生活をおくる上で「学び」は非常に大きな要素であり、生涯を通じて学習することのできる環境づくりが求められている。本町においても文化協会を中心とした文化活動、宮西教育集会所を拠点に行う各種教室、小中学生を対象としたわくわくチャレンジ教室等の事業を行っているが、多様化する町民のニーズに十分に応えられているか疑問が残る。

施設面においては湯浅町には6館の公民館を設置している。このうち、いきいきふれあい館は建設年度が比較的新しく、田公民館は平成25年度に耐震改修工事を実施したが、湯浅中央公民館は耐震診断の結果、基準を満たさず、現在閉館となっており、栖原・山田・吉川の各公民館も老朽化が進んでいる。

また、総合センターにおいて子ども会事業を実施しており、学力格差の改善、学力向上に一定の役割を果たしている。

ウ 体育施設等の充実

湯浅町においては社会体育施設として体育館3館、野球場1か所、野球グラウンド3か所、多目的グラウンド1か所、屋根付き運動場1か所、テニスコート7面、プール2か所、フィールドアスレチック1か所を設置している。このうち、湯浅スポーツセンター及び田体育館については平成25年度に耐震改修を実施し、なぎの里球場については年次的に耐震化工事を実施したが、その他の施設はいずれも老朽化が進んでいる。主なものとしては、方津戸グラウンドは隣接する山の法面崩落により現在使用を停止、屋根付き運動場は雨漏り、テニスコートは隣接する山からの土砂流入により現在使用を停止、4面が水平面を保持できていないというのが現況である。

また、湯浅町民体育館、田体育館、湯浅町民プールについては学校との併用施設であり、使用のあり方を検討する必要がある。

エ 就学前教育の充実

湯浅町においては町立保育所、私立保育園、私立幼稚園が存在するが、小学校へ入学する以前におけるいわゆる就学前教育は、義務教育への連続性から、その重要性が言われている。

(2) その対策

ア 学校教育の充実

学校教育環境の改善のためには、やはり学校所有の施設の確保が望ましいため、現在社会教育施設としてある湯浅町民体育館、田体育館、山田町民プールを学校施設として転用を検討する。老朽化が進んでいる湯浅小学校及び田村小学校のプールは改修を検討する。また、災害時避難所である湯浅小学校講堂及び田栖川小学校講堂については、天井の落下防止措置のための改修工事を実施する。

運動場については、湯浅、山田、田栖川小学校の芝生化を今後も推進するとともに、学校における体育施設や用具等の充実を図ることで、児童生徒の健やかでたくましい体づくりが促進できるよう安全で機能的な環境整備を行う。

小規模校の児童が中学校への進学に際して不適応を起こさないために、小規模4校（分校含む）による交流や町内の小中学校の児童生徒による小小連携、小中連携を充実させるためバス等での移動による交流活動を促進するとともに、実際の交流の地理的・時間的な負担を軽減するため、ICT機器等の活用により、日頃から町内すべての児童生徒が交流できるネットワークシステムを構築する。

通学距離によって保護者の費用負担に差が出ないように、バスの定期料金の補助、スクールバス運行を検討する。さらに、高校生の通学費に対しても助成を行い、保護者の負担軽減を図るためその可否について検討する。

子育てについて、保護者同士のつながりや相談できる体制の整備、さらに等しく家庭教育についての情報が得られるよう、教育相談や家庭教育についての体制整備、情報発信の充実を図る。

児童生徒が等しく外国語学習を充実させることができるように努めるとともに、地域に誇りが持てるよう郷土愛を醸成するふるさと教育の充実を図る。また、複式教育による学力格差が出ない体制づくりを行う。

なお、教職員の研修の充実を図り、教育内容については、知・徳・体のバランスがとれた児童生徒の育成を目指すとともに、地域の特色を活かした学校づくりを目指していくこととする。

学校図書館については、司書の全校配置を検討し効率的な蔵書整備のため、学校間のみならず町立図書館を含むネットワーク化、相互補完できるシステム構築を検討する。

イ 生涯学習・集会施設の充実

各種教室、わくわくチャレンジ教室については、町民のニーズの把握に努め、内容を検討し継続的な実施を図る。

湯浅中央公民館については、町の社会教育の中心となるべき施設であるため、新たに建設を検討する。栖原公民館については、地元との協議を進め移設も含め検討する。吉川公民館については、改修工事を実施する。山田公民館については、地元との協議を進め改修の実施について検討する。

子ども会事業については、その役割及び必要性に鑑み、総合センターの状況も考慮しながら継続する。

ウ 体育施設等の充実

体育館については、町民体育館及び田体育館をそれぞれ湯浅小学校・田村小学校の学校施設として転用を図り、活動を湯浅スポーツセンターに集約する。野球グラウンドについては、方津戸グラウンドは地元の意向も確認しながら廃止も含め検討する。屋根付き運動場については、屋根の改修工事の実施を検討する。テニスコートについては、整地工事の実施を検討する。プールについては、山田町民プールを山田小学校の学校施設として転用を図り、老朽化の進む宝栄プールについては移設も含め改修を検討する。フィールドアスレチックについては、危険性を考慮し廃止撤去する。

エ 就学前教育の充実

就学前教育におけるいわゆる保幼小の連携について、保育所などのあり方も含め全町的な体制で検討する。

また、子ども・子育て支援新制度への対応、就学前教育についても協議検討する。

(3) 計 画

教育の振興計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(1)学校教育関連 施設 水泳プール	湯浅小学校プール改修事業	湯浅町		
		田村小学校プール改修事業	湯浅町		
		屋外運動場	湯浅中学校屋内運動場改修事業	湯浅町	
		その他	小中学校運動場整備事業	湯浅町	
			小中学校 I C T 整備事業	湯浅町	
			図書ネットワークシステム事業 各学校・町立図書館のネットワーク化	湯浅町	
	(2)集会施設、体育 施設等 公民館		吉川公民館改修事業	湯浅町	
		中央公民館建設事業	湯浅町		
		体育施設	体育施設改修事業	湯浅町	
			体育施設建設事業	湯浅町	
	(4)過疎地域自立 促進特別事業	A L T 設置事業 外国語の先生を配置	湯浅町		
		ふるさと教育推進事業 郷土の歴史学習に向けた取組	湯浅町		
		複式教育支援事業 支援員を配置	湯浅町		
		教育相談充実事業 教育相談員を配置	湯浅町		
		学校司書配置事業 各学校図書館への学校司書の配置	湯浅町		

		子ども会事業 子ども会の活動に対する取組	湯浅町	
		通学困難地域の通学支援事業 スクールバス運行委託	湯浅町	

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町では、町内のサークル活動とともに、公民館（6か所）、教育集会所（3か所）、隣保館（4か所）、町立図書館（交流室）等を拠点として各種の文化・芸術活動を行っている。また、毎年11月には湯浅町文化祭を開催している。

文化施設として、平成8年に寂城庵及び日本庭園を、また重伝建地区内に平成14年には北町ふれあいギャラリー、平成21年には甚風呂、平成26年には湯浅まちなみ交流館をそれぞれ設置している。これらの取り組みを通じ、今後も一層文化芸術の振興に努め、豊かなまちづくりを進める必要がある。

また、平安時代から土豪の湯浅氏の本拠地であり、熊の参詣の重要な宿所として栄え、後に醤油醸造で発展した湯浅の町内には、社寺仏閣等の建造物、仏像、古文書、祭礼、民俗芸能などの有形無形の文化財が数多く残されている。現在まで長年にわたり伝承されてきた歴史ある郷土の文化財を守り、後世に伝えていくためには、歴史的資産をまちづくりに活かしていく取り組みが必要である。

その一つとして湯浅町では、町内の歴史的な町並みが平成18年に和歌山県内で初めて「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、それを大きな契機としてまちづくり推進に向け行政・関係団体が連携し様々な取り組みを実践している。

地域の個性は、それぞれの地域が有している固有の文化によって作られるものであり、優れた伝統文化を後世に正しく伝承する必要がある。現在、ふるさとの歴史を学ぶ町民歴史講座や、身近な優れた芸術鑑賞の機会として湯浅の美術家たち展を開催している。

また、文化協会をはじめとする文化・芸術推進団体が行う自主的な各種活動を支援しているが、活動の成果を発表する文化ホールがなく、設置が求められている。

これらの地域における風情や伝統文化の継承を行って行くには、先人の教えを代々伝えなければならない。しかしながら、核家族化や少子化により世代間の交流を図る機運が希薄となっており、伝統文化等の継承が困難となっている。

(2) その対策

住民の文化・芸術に接する機会の提供、意識の高揚を図るため、公民館などを活用した文化事業をさらに進めるとともに、文化・芸術活動サークルや文化団体の支援、育成強化を進めていく。また、文化財については、未指定の文化財は新たな指定を、現在指定されている文化財はさらに上位の指定をめざすなど、文化財の指定による保護を推進する。

重伝建地区の町並み保存については、伝統的な町並みを適正に保存するための修理修景事業や伝統的建造物の公開活用を進めるとともに、景観に配慮した住環境整備に取り組み、住民主体の活力あるまちづくりを推進する。また、良好な歴史的風致を後世に受け継ぐため、歴史的風致形成建造物の修理・修景・公有化を進める。

さらに、文化財教育の推進として、学校教育の中で、本町の歴史・文化について十分な学習を行い、児童生徒の郷土への誇りと愛着心を育み、文化財の公開・歴史講座の開催などを通じて町民の自主的な研究活動を支援する。さらに重伝建地区の町並み保存事業については伝統的な町並みを適正に保存し、景観に配慮した改修を進めていく。

また、引き続き町民歴史講座の開催や、湯浅の美術家たち展の継続的な開催を図る。

文化協会をはじめとする文化・芸術推進団体が行う自主的な各種活動を支援していき、他の施設との併設も検討し、文化ホールの設置を行う。

これら伝統文化等を継承していくには、今後も資料の保存のみならず、人材の発掘や育成を行い、代々受け継がれていくことが求められる。

(3) 計 画

地域文化の振興等計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設 その他	伝建地区まちづくり拠点施設整備事業 旧甚風呂貸家、栖原家等改修工事	湯浅町	
		伝建地区まちづくり拠点施設整備事業 拠点施設敷地購入	湯浅町	
		歴史的風致形成建造物保存事業 歴史的風致形成建造物の修理・修景・公有化	湯浅町	
	(2)過疎地域自立促進特別事業	重要伝統的建造物群保存地区保存事業 伝統的建造物等の修理修景	湯浅町	
		伝建地区拠点施設公開活用事業 甚風呂・湯浅まちなみ交流館	湯浅町	
		町民歴史講座 講座・講演会の開催	湯浅町	
		文化財指定ランクアップ調査 未指定等文化財の調査業務	湯浅町	
		歴史的風致形成建造物保存事業 歴史的風致形成建造物の修理・修景の補助	湯浅町	

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町のコミュニティの基礎単位である集落については、47の行政区が組織されている。災害時に孤立する可能性のある集落も存在することから、防災ラジオを各家庭に配布し非常時等の情報提供にも努めている。

また、自主防災組織が結成できている地区も増えてきてはいるものの、人口の減少や高齢化の進展により、コミュニティの基礎的な機能の維持が困難になる集落が出現する可能性もあることから、集落機能の充実と活性化を図る必要がある。

(2) その対策

地域住民と問題意識を共有し、地域の自然や伝統との調和を図りながら、住民主導の地域活性化事業を展開する。

また、空き家調査の結果等を踏まえ、若者から高齢者の方までの定住促進に積極的に務める。

(3) 計 画

集落の整備計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2)過疎地域自立 促進特別事業	移住・交流推進事業 移住・交流促進の取組等	湯浅町	

10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

子供の成長には家庭環境が大きく関わっているが、その態様は多様化の一途をたどっている。そのため、平成21年度より支援員が家庭を訪問し、家庭における教育をサポートする訪問型家庭教育支援事業を実施している。

また、就労対策については、関係機関と連携し職業相談を実施しており、年々その利用者は増加してきている。

行政サービスの一環として、税金がコンビニで収めることが出来るようになり、利便性の向上が図られてきている。

今後、町内のサービスステーション（SS）数は、ガソリン需要の減少、後継者難等により減少する恐れもある、いわゆる「SS過疎地問題」の顕在化が懸念される。

(2) その対策

訪問型家庭教育支援事業は、毎年新たな子育て家庭は誕生するものであり、また、家庭における様々な問題の改善・解消のためには継続的な関与・支援が必要なため、今後も事業の実施を継続して行う。

また、就労対策については、ハローワークからの情報を基に職業相談を実施してきましたが、今後独自に求人情報を求める等の活動や広く企業等に啓発していくよう努める。また、関係機関と協力しながら、取組んでいけるような体制づくりが必要である。

さらに、町民の利便性・行政サービスの向上に努め、安心安全のまち・ずっと住み続けたいまちを築いていく。

今後、人口減少に直面するなかで、町内にサービスステーション（SS）が減少しないよう、SS過疎地対策の必要性の発信等の取組を推進していく。

(3) 計 画

その他地域の自立促進に関し必要な事項の整備計画を次のとおり定める。

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の 自立促進に関し 必要な事項	(1)過疎地域自立 促進特別事業	訪問型家庭教育支援事業 広報誌（すまいる）発行・訪問相談の実施	湯浅町	
		支えあいのふるさとづくり事業 就労相談等	湯浅町	
		税のクレジットカード収納導入 システム導入委託	湯浅町	

事業計画（平成 28 年度～平成 32 年度）

過疎地域自立促進特別事業分

和歌山県有田郡湯浅町

事業計画（平成28年度～平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	有害鳥獣捕獲事業費補助 有害鳥獣の捕獲対策(サル・イノシシ・シカほか)	湯浅町	
		農作物鳥獣害防止対策事業費補助 鳥獣被害の防止対策(柵等の整備)	湯浅町	
		果樹産地支援事業費補助 マルチ栽培・ステップアップ事業	湯浅町	
		有田みかん消費拡大対策事業 有田みかんの消費拡大に向けた取組を支援	協議会等	
		地域活性化イベント事業 セタまつり、湯浅まつり、ギョギョっとお魚まつり、シロウオまつり	各実行委員会ほか	
		TMO構想事業 中心市街地整備と商業等の活性化	湯浅町 商工会	
		湯浅ブランド構築事業 地域産品の販路拡大及びブランド化に向けた取組	湯浅町	
		湯浅観光戦略推進事業 県外観光プロモーション	湯浅町	
		まちなか観光案内所開設事業 (駅前多目的広場・立石茶屋) まちなか観光案内の設置及び運営	湯浅町	
		中山間地域等直接支払交付金事業 農地保全や農業生産性の向上対策等 対象5集落	湯浅町	
		多面的機能支払交付金事業 農地の多面的機能維持の対策等 対象5集落	湯浅町	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の整備	(11)過疎地域自立促進特別事業	町道路面性状調査業務 (調査・設計) L=4312m	湯浅町	
		橋梁定期点検 (点検) 93 橋	湯浅町	
3 生活環境の整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	定住促進奨励事業 若年層の住宅取得に対する奨励金	湯浅町	
		空き家実態調査	湯浅町	

4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(8)過疎地域自立促 進特別事業	学童保育運営事業 指定管理（2カ所）委託	湯浅町	
		緊急通報システム事業 安否確認等の民間委託費用	湯浅町	
		小児インフルエンザワクチン接種助成事業 1歳児から就学児前までの幼児の予防接種助成	湯浅町	
		結婚・妊娠・出産・育児支援事業 はたちの保健室の開催、支援プログラムの開発・実施	湯浅町	
		支えあいのふるさとづくり事業 一人世帯や高齢者世帯の見守り	湯浅町	
5 医療の確保	(3)過疎地域自立促 進特別事業	周産期医療ネットワーク事業 産科医確保分担金	湯浅町	
		救急医療情報システム事業 救急医療情報システム運営分担金	湯浅町	
		休日急患診療所運営事業 休日急患診療所運営分担金	湯浅町	
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促 進特別事業	A L T 設置事業 外国語の先生を配置	湯浅町	
		ふるさと教育推進事業 郷土の歴史学習に向けた取組	湯浅町	
		教育支援事業 支援員を配置	湯浅町	
		教育相談充実事業 教育相談員を配置	湯浅町	
		図書館司書配置事業 各学校図書館への学校司書の配置	湯浅町	
		通学困難地域の通学支援事業 スクールバス運行委託	湯浅町	
		子ども会事業 子ども会の活動に対する取組	湯浅町	
7 地域文化の振興 等	(2)過疎地域自立促 進特別事業	重要伝統的建造物群保存地区保存事業 伝統的建造物等の修理修景	湯浅町	
		伝建地区拠点施設公開活用事業 甚風呂・湯浅まちなみ交流館	湯浅町	
		文化財指定ランクアップ調査 未指定等文化財の調査業務	湯浅町	

8 集落の整備	(2)過疎地域自立促進特別事業	移住・交流推進事業 移住・交流促進の取組等	湯浅町	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(2)過疎地域自立促進特別事業	訪問型家庭教育支援事業 広報誌（すまいる）発行・訪問相談の実施	湯浅町	
		支えあいのふるさとづくり事業 就労相談等	湯浅町	